平成２４年（フ）第７２号
福岡県みやま市瀬高町長田2317番地８
債務者　吉野工業こと　田中　勝幸
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
長野県上田市中央西１丁目８番22号、前住所
長野県上田市天神２丁目３番９号　ガーデンパレス金沢302号
債務者　田中　忠興
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第９６号
長野県上田市中央西１丁目８番22号、前住所
長野県上田市天神２丁目３番９号　ガーデンパレス金沢302号
債務者　田中　惠子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５６１６号
京都府京田辺市花住坂３―11―７、住民票上の住所大阪府岸和田市加守町３丁目９番５号
債務者　安田保こと　安　　保
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７号
奈良県御所市大字櫛羅320番地の１
債務者　川本電気こと　川本　吉偉
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
宮城県石巻市門脇字浦屋敷89番地５、前住所
宮城県石巻市門脇字青葉東154番地３
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８５号
島根県出雲市中野美保北２丁目５番地１レオパレスミーシャ104、前住所山形県東田川郡三川町大字押切新田字五反６番地
債務者　加藤　あい（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３１７号
函館市本通４丁目17番28号　ハイツ小野７号室
債務者　野村まゆみ（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２６７号
奈良県葛城市八川92番地１　明和ハイツ204号
債務者　森本　敏明
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
奈良県橿原市葛本町292番地　エバーハイム畝傍506
債務者　垣端　朋子（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
奈良県橿原市葛本町292番地　エバーハイム畝傍506
債務者　松山　　孝
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番13―201号
債務者　西本　早苗
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目11番35号
清住宅第１号棟27号
債務者　池田　　進
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
静岡県富士宮市源道寺町1233番地
債務者　三浦　清子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４５号
広島県三次市畠敷町329番地
債務者　麻尾　和司
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２１号
新潟県佐渡市泉509番地２
債務者　渡邊　里子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
新潟地方裁判所佐渡支部